

株式会社マツダオートザム松江 一般事業主行動計画

女性の職業生活にあける活躍の推進に関する法律第8条に基づき、女性がさらに活躍できる環境整備を目的に次の目標計画を策定する。

1、計画期間

令和4年11月1日 ～ 令和6年10月31日

2、目標および取り組み内容・実施期間

目標1： 男性社員の育児休業取得率を50%以上する。

〈取り組み内容〉

令和4年11月 企業内子育て支援セミナーの受講。

令和4年12月～ 育児休業取得可能な社員へ個別に意向確認をするなど、取得の推進を図る。

令和6年10月 実施状況の確認とブラッシュアップ

目標2： 男女共に、スキルアップを目指す社員を応援する。

〈取り組み内容〉

令和4年11月 直接業務に係わるものでなくても、社長が認めたものであればスキルアップに必要な資格取得への援助を行う旨の周知。

例：事務職員のサービスアドバイザー資格取得に向けた受講料や学習時間の援助

令和4年12月～ スキルアップにつながる資格を調査、意向を確認する。

令和6年10月 実施状況の確認とブラッシュアップ